

日本における原子力政策と企業単位の調整メカニズム間の矛盾

—原子力発電が日本に適さない制度的理由—

嚴 成男*, 朴 美善**

The Conflict between Nuclear Power Policy and Company-based Regulations in the Japan: An Institutional Explanation of Why the Nuclear Power Generation Unsuitable for Japan

I はじめに

原子核崩壊の研究で 1921 年のノーベル化学賞を授与されたフレデリック・ソディが、核分裂によるエネルギーの甚大さと同時に、その際に発生する放射性物質の生命系への底知れぬ破壊から、核エネルギーの社会的制御のあり方について問い続けたことはよく知られている(中山 1985, 桂木・熊谷 2005)。ソディの問題提起は、原子力は人類の福祉のために膨大なエネルギーを提供できると同時に、現世代のみならず後世にも甚大な被害をもたらす可能性があることから、その取扱いに際しては社会構成員(将来世代の利益を代表する集団—たとえば環境保護主義者や持続可能な発展研究者など—も含めて)全体による議論と合意、さらには監督と調整を必要とする、ということを示唆している。

今回の福島第一原子力発電所(以下、「原子力発電所」を「原発」と略記する)の事故は、まさにソディが提起していたところの、原発に関する社会的制御のあり方に関するさまざまな問題を再考する大きなきっかけとなった。福島第一原発事故により「原発の安全神話」が根底から崩れていることを目前にして、原発の経済効率性と環境親和性に対する再評価の必要性が提起されているのみならず、原発そのものを維持すべきか否か、という根本的な問いが生じている。すなわち、日本は今後の資源・エネルギー政策において、原子力を一つの選択肢として残すべきか否か、という重要な選択に迫られている。この選択において、本論文は後者の立場に与する。世界有数の地震国として、今回のような大地震と大津波が今後も発生する可能性があること、日米安全保障条約の下、アメリカの核傘に守られてきた経緯から生まれる「国家安全保障のための原子力の公理」における問題、などの地理的、政治的な原因も本論文の「脱原発」主張の重要な根拠となっている。

* Yan Chengnan, 福島大学経済経営学類, Email: chn-yan@econ.fukushima-u.ac.jp

** Piao Meishan, 福島大学共生システム理工学研究科博士課程, Email: msh-piao@sss.fukushima-u.ac.jp

しかし、本論文が「原子力は日本に適さない」と考えているもっとも根本的な理由は、日本には原子力を制御しうる社会的調整メカニズムが欠如していることである。とりわけ、技術的にもまだ完成されておらず、将来世代の福祉にも多大な影響を及ぼす可能性のある原子力を扱うための「社会単位の調整に基づく制御システム」が現在の日本には欠如している、ということである。すなわち、「企業を中心とした独特な社会編成」(山田 1999, p.22)をなしている日本においては、社会単位での議論と合意形成のメカニズムが貧弱であり、「企業主義的レギュレーション」¹⁾と呼ばれる日本的企業単位の調整は、社会的制御を必要とする原子力とは矛盾しているのである。

本論文の構成は、以下のとおりである。続く第II節では、経済調整パターンの類型化に基づいて、これまでの日本の社会経済システムを規定しかつ特徴づける企業単位の調整メカニズムを概括する。第III節では、日本における原子力政策と企業単位の制度的調整の非整合性について、原発推進、原発事故対応、原発立地地域の再生、および脱原発と持続可能なエネルギー戦略の構築という四つのテーマに焦点を当てて検討する。最後の第IV節では、本論文の主な結論をまとめる。

II 日本における企業単位の制度的調整の特徴と変化

東日本大震災以降、日本では原発事故の対応、復興に向けた取り組み、さらには資源・エネルギー政策の見直しなど、に関してさまざまな議論が展開されている。議論のテーマは、放射能被害の対応、原発事故被害の賠償、原発コストの見直しと電気料金の値上げ、省エネと再生可能エネルギー促進、電力事業会社の経営体質、原発政策の見直し、被災地域の産業再生、成長戦略の見直しなど、多岐にわたり、異論も多い。しかし、一つだけ大きな共通点がある。それは「規制緩和」に基づく市場的調整の拡大を唱っているところである。

政府の「復興構想会議」をはじめ、被災市町村が作成した復興ビジョンの多くが、「規制緩和された経済特区」の構想を盛り込み、工場立地、農地利用、漁港再編、雇用促進などの復興にかかわるすべての事柄が規制緩和を要望している。それだけではない。電気料金の値上げによる電力需要の抑制論、電源コストの比較に基づく市場による選択と淘汰論、

¹⁾ 日本的調整様式の探求に関する「企業主義的レギュレーション」仮説の提起、その後の展開については、山田(2005, pp.20-22)がコンパクトにまとめている。そして、同じく日本のレギュレーション陣営から提起された「階層的市場—企業ネクサス」というメゾ・レベルでの調整様式については、植村・磯谷・海老塚(1998)を参照せよ。

電力不足による産業空洞化危惧論なども、同じく市場における価格メカニズムの役割に偏った議論である。

これらの議論の背景には、これまでの日本の政党対立や政策論争における「市場対国家」を対立軸とする思考枠組みがある。とりわけ、「小さな政府か大きな政府か」、もしくは「構造改革か景気対策か」という具体的な論争に代表されるような、今日においてはすでに陳腐化した二元論(宇仁 2011, p.120)が、大震災と原発事故から復興への取り組み、資源・エネルギー政策、長期成長戦略など、いずれも日本の社会経済システムの将来を大きく左右しかねない議論を支配している。諸制度形態の間に存在する制度的階層性(ヒエラルキー)と補完性を重要視しているレギュレーション理論の視点に基づくと、上記の「市場対国家」の議論における問題点は、主に二つある。一つ目は、「市場的調整」、「国家的調整」以外の、「制度的調整」²⁾という重要な調整様式の存在と役割を看過している点であり、二つ目は、市場的調整と国家的調整の対立と代替だけにこだわり、二つの調整様式の有機的結合や協調関係を看過していることである。

もう少し敷衍すると、日本の原発が「国家安全保障のための原子力の公理の下、国策民営事業」として進められてきた経緯を勘案すると、原発事故の対応と原子力政策の見直しにおいて国家的調整の役割を縮小する、とする議論は現実的ではない。とりわけ、今回のような広範囲の複合的な災害への対応と資源・エネルギー政策の見直しは、「市場か国家か」という二者択一の選択よりも、国家的調整と市場的調整の協調、さらには制度的調整との有機的結合を必要としている。そして、このような三つの調整様式の結合と協働に基づく社会的調整こそが、冒頭で言及したソディが言うところの原子力に対する社会的制御システムであると考えられる。

1 経済調整の類型化

表 1 に示すように、経済調整は調整主体と調整単位の違いから、五つのパターンに分類される。すなわち、調整の主体が市場か制度か、それとも国家かによって、市場的調整、制度的調整、および国家的調整に分けられる。そして、その調整が企業単位で行われているか、それとも社会単位で行われているかによって、制度的調整は「企業単位コーディネーション」³⁾と「社会単位コーディネーション」に、国家的調整は「関与」と「国家主導の

²⁾ 広義の制度の含意からすると、市場も国家も制度の一種であるので、市場的調整も国家的調整も制度的調整の一つである。しかし、本論文では当事者間の協議や妥協に基づいた合意形成を主とする調整様式(コーディネーションとも言う)を制度的調整とし、前二者と区分する。

³⁾ 宇仁(2009)では、企業単位の制度的調整を協議・妥協ベースか権力・命令ベースかによって、さらに「企

コーディネーション」にさらに細分される。

表1 調整様式の種類

調整単位	調整のパターン		
	市場的調整	制度的調整	国家的調整
企業単位の調整	市場	企業単位コーディネーション	関与 (直接的・間接的)
社会単位の調整		社会単位コーディネーション	国家主導のコーディネーション

出所：宇仁(2009, 表1-1)を参考に作成。

まず、アメリカなどのアングロサクソン型資本主義においては、価格メカニズムによる調整を基本とし、「市場的調整」が支配的な役割を果たす。社会を構成するさまざまなアクターの需要と供給に関する情報はすべて価格に集約され、価格の変動によって調整される。しかし、アングロサクソン型資本主義を除くほかの国々においては、市場の役割は限定され、「制度」や「国家」による調整の役割が強調されている。たとえば、企業単位での制度的調整を中心とする日本や韓国などにおいては、企業内(ないし準垂直統合的な企業間)の協議と妥協、さらには命令をベースとする「企業単位コーディネーション」が制度的調整の軸をなしている。一方、社会単位での調整の伝統を有するドイツや北欧諸国の制度的調整は、産業レベル、さらには社会全体における協議と妥協に基づく「社会単位コーディネーション」を中心としている。

そして、国家的調整もその調整が企業単位で行われているか、社会単位で行われているかによって二つに分けられる。一つは、中国の社会主義市場システムでよく見られるように、国家が経済の管理範囲を縮小しつつも、国民経済の根幹にかかわる産業と企業(電力産業を含む)に関しては、直接的・間接的に影響を維持する「関与」⁴⁾という調整メカニズムで

業単位コーディネーション」と「ヒエラルキー」に細分化している。そして、近年の雇用システムにおける非正規化の拡大により、日本の雇用調整に占める前者の割合が減り、後者の割合が増加していると説明している。さらに、大手メーカーの外注率の縮小と内製率の拡大、という企業間分業構造の変化からも、同じような調整パターンの変化が検証されている。本論文では、これらの企業単位の調整と社会単位の調整の区別だけでなく、制度的調整と国家的調整の区別にも焦点を合わせるため、ヒエラルキーも「企業単位のコーディネーション」に含めている。

⁴⁾ 中国の社会主義市場経済システムを規定し、特徴づける調整様式としての「国家的調整」という定義は、ここでいう「関与」、「ガバナンス」以外にも、三つの調整における階層性構造に基づく相互規定関係から、もっと重層的、包括的な概念となっている。とりわけ、中国における国家的調整は、市場的調整と制度的調整とおなじく一つの調整様式であるが、階層性の上位に位置し、後の二つの調整の内容と変容を方向づ

ある。もう一つは、資本主義経済において主として「市場の失敗」や「外部不経済」を回避するために行われる国家による「規制」も含む、制度や政策の決定も含む国家主導での社会的合意形成メカニズムとしての「国家主導のコーディネーション」である。

社会単位での国家的調整の形態である「国家主導のコーディネーション」には、たとえば制度改革案の立案、財政政策の決定、金融政策に対する影響、さらには社会経済システムの発展に関する戦略の策定、天災地変への対応(救済と復興)などが含まれている。これらの制度改革案や政策案、国家の発展戦略、災害の復旧と復興対策の基本内容や方針は、政府が国内の諸勢力の要求を反映するかたちで立案し、その承認については、議会における複数政党間での議論を中心とした国民的議論を経ることが一般的である。とりわけ社会単位での調整に基づく「国家主導のコーディネーション」は、国内諸勢力の間での協議と妥協に基づく、国家主導の国民合意形成プロセスとして理解することができる。

もちろん、どの国においてもこれらの五つの調整パターンは併存しているが、各々の調整の比重とヒエラルキー構造には大きな違いがある。さらに、これらの調整パターンの組み合わせ、ならびに各々の役割は、社会経済システムの発展段階やその変容に伴い変化するのが一般的である。伝統的に市場的調整をベースとするアメリカにおいても、2008年以降の「金融主導型資本主義」の崩壊を目前にして、不良債権の買い取りや公的資本注入などによる大手企業の救済、複雑なデリバティブ商品に関する規制、金融機関の財務健全性強化など、既存の金融システムへの国家的調整の役割が拡大する傾向が見られる。しかし、自由市場経済への信奉は無くなったわけではなく、金融権力の驚くべき頑強性により、再規制の過程が一貫して金融権力によって方向づけられている実態(Boyer, 2010, p.292)から、調整様式には強い制度的経路依存性があり、その修正と転換には膨大なエネルギーと時間が要されることがわかる。

一方、国際的・国内的マクロ経済環境の変容と経済動態の変化に対応できず、成長体制と調整様式間の不整合性から生まれる構造的危機を克服できないまま、長期的な不況に陥っているのが日本である。すなわち、「企業主義的レギュレーション」と呼ばれる企業単位の制度的調整を基軸とする日本の調整様式は、グローバル競争の拡大と国内の少子・高齢化と格差・不平等の拡大による成長源泉の枯渇に直面しているが、高度・安定成長時代に成長を前提として作られた諸制度の抜本的改革は先送りされ、結果的に深刻な構造的危機に陥っている。

構造的危機の場合、不況から好況への反転は自動的でなくなり、既存の諸制度形態の一

ける、という含意を内包している。さらに詳しい論述は、巖(2011b, pp.274-7)を参照せよ。

部ないし全体を変えることなしには克服できない(宇仁他 2004, p.321)。しかし、政官業の癒着構造をはじめ、既得権益を守ろうとする諸集団の抵抗は強く、さらには、このような構造的な問題を修正しようとする政治勢力の台頭もないまま、日本経済は停滞し続けている。とりわけ、社会構成員全体が参加する「社会単位のコーディネーション」と「国家主導のコーディネーション」の不足が、1990年代以降の長期停滞をもたらした根本的原因であると考えられる。

2 日本における「企業単位コーディネーション」の特徴と変化

戦後日本の高度経済成長を支え、本日においてもなお強い頑強性をもち、日本の社会経済システムを規定し、特徴づけている企業単位の調整様式は、主に以下のような四つの側面において強く現れているが、その限界性はますます明らかになっている。

第一に、近年変化しつつも確固として存在している日本的雇用システム⁵⁾における企業単位の調整メカニズムである。基本的に長期安定雇用、年功序列、企業内教育訓練、および企業別労使協議システムを特徴とする日本的雇用システムの頑強性を支えているのが、日本的企業単位での雇用調整がもつ高い内的柔軟性(internal flexibility)である⁶⁾。とりわけ、終身雇用を前提に企業内教育訓練(OJT)を通じて養成した多能工の、職務間での頻繁な移動に基づく労働編成の柔軟性が内的機能的柔軟性をもたらし、企業(ないしグループ)内の配置転換と労働時間の調整(結果的に賃金も調整される)が、内的数量的柔軟性を支えている。

そして、このような内的柔軟性の背後には、「雇用保障」をめぐる労使妥協、とりわけ「雇用保障—職務の無限定性」という日本的労使妥協がある(山田 1999, pp.25)。もちろん、日本の「雇用保障」は法律や契約において明文化されたことはなく、すぐれて「労使間の暗黙的の合意であり、日本的経営の社会的規範」であった。一方、戦後資本主義の黄金期を支えたフォーディズム体制においては、「生産性インデックス賃金上昇—テラー主義の受容」(賃金決定)、ないし「解雇の自由の保障—職務限定性の確保」(雇用慣行)が労使間妥協の基本をなしており、日本的労使妥協の特殊性が浮き彫りになる。

このような雇用保障を前提に形成された内的数量的・機能的柔軟性によって支えられた日本的労使妥協は、80年代末までに続いた日本経済の高いパフォーマンスの源泉となって

⁵⁾ 久本(2010)は、「日本的雇用システム」とは、1960年代以降の高度経済成長期を通じて本格的に形成され、その後、変容しつつも、現在でも確固として存在している「日本の雇用システム」のコアシステムのことである、としている(p.37)。

⁶⁾ 近年では、日本の雇用システム全体におけるコアに対する周辺部の拡大、コアと周辺部間の賃金格差の拡大により、内的柔軟性の役割が徐々に縮小し、代わって外的柔軟性への依存が高まっている。日本の雇用システムにおける柔軟性構造の変化に関しては、巖(2011a)が詳しく説明している。

いた。しかし、ここでの雇用保障は、あくまでも同一企業、ないし企業グループ内での配置転換を通じた保障であり、企業単位での調整に基づいた「職の保障(job security)」⁷⁾であった。結果、近年における国際的・国内的経営環境の変化により、日本の「職の保障」慣行は企業経営を圧迫する要因となり、企業単位の調整に基づく日本的雇用慣行は、日本経済の長期停滞の一つの大きな要因にもなっている。

第二に、「準垂直的統合」⁸⁾と呼ばれる日本の企業間関係における企業単位の調整である。とりわけ、日本の企業間関係には、企業グループ内でのヒエラルキーに基づく調整のみならず、大企業と中小企業間の緊密な情報交換と協力に基づく長期的な分業関係が存在する。このような企業間関係は、企業内における労働者間、工程間、部門間における調整の枠組みが、部品を提供する関連企業にまで拡張され、準垂直的統合の形をなし、企業単位での調整の範囲をさらに拡大させたものとして考えられる。日本の「大手メーカーと中小のサプライヤー」の関係に代表される「準垂直的統合」関係は、長らく日本の製造業(ないし工業製品)が国際競争力を維持してきた大きな要因であった。

もともと、このような企業間における調整は、社会単位の調整の領域とも重なるが、「準垂直的統合」が意味するところの、大企業による中小企業のコントロール(および制約)構造から、企業単位の調整の一種と見なすことができる。さらに、このような企業間関係における企業単位の調整は、1990年代以降における企業の資本構成の変化(投資機会の低下に伴う内部資金の累積)と雇用制度の改正が進むなかで大きく変化している。とりわけ、大企業における派遣・請負などの間接雇用の増加に伴う部品内製率の増加は、上記の準垂直的統合的な企業間調整範囲を縮小させ、企業内のヒエラルキーに代表される調整の範囲をさらに拡大させてきた⁹⁾。

第三に、日本的雇用システム、および企業間関係と相互補完関係にあり、制度的補完性をもつ日本的金融システムにおける企業単位の調整である。メインバンク制と企業間の株式持合いを基本的特徴とする日本企業の資金調達構造は、日本的経営、とりわけ日本企業

7 近年、ヨーロッパ先進国では硬直的な「職の保障」から離脱し、積極的労働市場政策と社会保障システムの効率化に基づく「雇用の保障(employment security)」の拡大を目指している。すなわち、雇用を柔軟化しつつ充実した社会保障システムを通じて所得の安全性を提供し、社会的教育訓練プログラムを通じて技能向上をサポートすることによって、労働市場における生涯を通じた雇用の保障を目標とするフレキシキュリティ戦略が推進されている。

8 「準垂直的統合」という概念とその展開については宇仁(2009, pp.113-119)を参照せよ。

9 宇仁(2009)は、企業規模と非正規雇用の関係が時代によって異なっていることに着目しながら(1970年代から80年代にかけては中小企業におけるパートタイム労働者比率の増加幅が、大企業におけるそれより大きく、90年代以降においては、大企業における間接雇用を含む非正規雇用の増加幅が、中小企業における非正規雇用労働者の増加幅より大きい)、大企業と中小企業間の長期的な関係に基づく企業間コーディネーション(調整)の比重が縮小したことを明らかにしている(pp.81-113)。

のコーポレート・ガバナンスの基軸をなし、企業(ないし企業グループ)―株式持合い企業―メインバンク間の強い相互依存・相互制約関係を有している。そして、このような「銀行への優遇措置―企業の経営保障」という企業と銀行間の金融妥協は、長期安定的な取引関係に基づく企業の経営リスクの縮小、成長戦略遂行の保障、さらには長期安定雇用の確保を可能にし、日本経済全体における効率性を保障する役割を果たしてきた(山田 1999, pp.32-38)。

しかし、バブル崩壊以降の約 20 年間に於いて、日本企業における持ち合い株式の比率は大きく低下し、企業の資金調達方式もメインバンクを中心とする銀行借り入れ中心の間接金融から、株式と債券発行を通じた直接金融へ大きく転換した。とりわけ、企業を取り巻く国際的・国内的経営環境の変化に伴い、雇用システムにおける企業主義的な日本的労使妥協のカバー範囲が縮小したのと同じく、金融システム(企業―銀行間関係、株式持合いに基づく企業間関係)における金融妥協の領域も大幅に縮小され、長期安定的な信頼関係に基づく「企業主義レギュレーション」の役割は徐々に低下した。

最後に、前述の経済的領域における企業単位での調整に影響・規定された日本の国家形態(政治・官僚システム)と国家的調整は、企業主義レギュレーションのサブシステムとしての性質を強めてきた。つまり、「企業を中心とした独特な社会編成」を基本的特徴とする戦後日本の社会経済システムにおいて、マクロ経済のうちに占める位置においても、制度諸形態のうちに占める比重や独自性においても、人々との行動や意識を規定する力においても、市場や国家ではなく、あるいは市民社会、組織、地域、家族でもなく、「企業」が決定的な影響力を行使してきた(山田 1999, pp.22-23)。とりわけ、政治の役割は安保と外交にかかわる事柄だけに限定され(広井 2001, p.v)、官僚の役割も「経済官僚」としての色彩を強く表していた。

このような戦後日本における「企業」を中心に、企業単位での調整を中心に編成されてきた社会経済システムにおいて、労働者は雇用保障を担保され、企業は経営保障を担保され、1990 年代の初頭までは高い労働生産性上昇と国際競争力を維持してきた。そして、企業単位の調整に基づく強い成長志向社会においては、「富の拡大」が究極の目標となり、「富の分配」にかかわる公平性の維持や格差是正の役割を担うべき社会単位での制度的、国家的調整は極めて限定的なものであった。結果、このような企業単位の調整に偏った日本の調整様式は、90 年代のバブル崩壊以降の金融再生と産業再生の過程では弱みとなった。すなわち、企業や産業を超えた資本と労働の移動を促進するための、さらには損失や痛みを社会全体で分け合うための社会的合意形成を促すメカニズムが日本には欠如しているので

ある(宇仁 2011, p.123)。

III 原子力政策と日本的企業単位の調整の矛盾

上記のような企業単位の調整をベースとする日本的調整様式の基本的な特徴，ならびに限界性は，今回の福島第一原発事故への対応と復興，資源・エネルギー政策の転換に関する取り組みと議論にも大きな影響を及ぼしている。ここでは，まず日本の原発推進政策と福島第一原発事故の対応における日本の企業単位コーディネーションの問題点を整理しつつ，日本における原子力政策と調整様式間の矛盾を説明する。そして，原発事故からの復興と「脱原発」を理念とする資源・エネルギー戦略の策定には，企業単位の調整を超える社会単位の調整の構築が必要であることを説明する。

1 原発推進政策と日本的調整様式の矛盾

「国策民営」，「国策協力」の理念に基づく日本の原子力政策のもと，原子力発電の推進に参加，協力するアクターたちには，国から絶大なるバックアップや莫大な給付金が約束されてきた。すなわち，原子力発電事業を担う電力会社は，国家の政策に協力する代わりに，原発の運営に関わるコストの一部を国に肩代わりしてもらい，事業の損失やリスクに対しても限定的な責任しかもたない。そして，原子力発電関係施設の立地に同意し，国家の原子力発電政策を支持する地方自治体(県，市町村)には莫大な交付金が供与された。さらに，国内における原子力発電政策の推進によって経験と技術を蓄積した企業連合(原子力産業複合体)の国際進出は，国家の政治的・経済的バックアップを受けている。

このような国家による強力なサポートを可能にした財政システムが電源特会の7割，一般会計エネルギー対策費の97%を占める原子力発電開発促進支出であり，そのもっとも中心的な制度が「電源三法」である(大島 2010, pp.32-52)。「電源開発促進税法」「電源開発促進対策特別会計法」「発電用施設周辺地域整備法」からなる電源三法システムは，本来電力会社が負担すべき原発立地関連支出や研究開発関連支出の縮減を可能にし，見かけ上の原発コスト安を実現した¹⁰⁾。さらに重要な問題は，原発の開発促進に向けられた膨大な財源

¹⁰⁾ 原発の経済的優位性を唱えている政府(資源エネルギー庁/総合エネルギー調査会)による原発の発電単価は5.3円/kWhであり，LNG火力(同5.7円)，石炭火力(同6.2円)，石油火力(同10.7円)，水力(同11.9円)などに比べて安く計算されている(モデルプラントのケース，2004年の計算値)。この原発のコストには，発電後の放射性廃棄物の再処理，中間貯蔵，処分費用が一部(バックエンド費用の計算範囲が限定的である批判はよくなされている)は含まれているが，原発開発関連費用や原発立地関連費用は完全に漏れている。後者も含む原発単価は，10.3~10.5円/kWh(『地球環境と大気汚染を考える会』の報告書「原子力発電は本

の担い手である国民(電力を使用する家計や企業)のほとんどが、自分が負担している税金¹¹⁾が原発立地推進に使われていることすら知らない(清水 2011, p.48)ことである。

とりわけ、国民は原発推進費用の直接負担者でありながら、そのことに気づいていないか、無関心であった。特に原発立地地域と離れた都市部の多くの人々は、今回の福島第一原発事故が発生するまでは、原発と真正面に向かい合うことがなかったと言える。その背景には、日本の原発政策がごく一部の関係者から構成される「原子力ムラ」のなかで議論、決定、推進され、国民に対する広範かつ丁寧な説明がなされていないことがある。これは、企業単位での制度的調整を主とする日本において、国民全体が参加、協議、合意する社会単位での制度的調整メカニズム、および国家による積極的な説明と合意形成に向けた努力を促すような国家主導のコーディネーションも存在していなかったことに由来する。

さらに、社会単位の制度的調整の必要性は、原子力技術が人類社会に対する膨大な影響の両面性(エネルギーとしての側面と武器転用と半永久的な放射物の生成に伴う破壊力の側面)、および現段階における原子力技術の到達水準からも浮き彫りになる。とりわけ、原子力の技術的特性と企業主義レギュレーションは、非整合的である。原子力、および原子力技術は、「科学技術というのは実験で効果が確認されたものを実用に供すが、数十年から何万年の半減期をもつ放射能を閉じ込める技術は検証できない」、「科学とも技術ともいえない代物を、差別を利用して押し付けているだけ」などと批判されるように、未知の領域と解明すべき課題を多く含んでいる。すなわち、原子力を完全にコントロールできる能力を、現時点で人類は持ってない。もちろん、日本も例外ではない。

つまり、安全性とリスクに関する科学的な根拠に基づく説明がなされていないまま実用化された原発は、少なくともその時代における社会構成員全体を巻き込んだ議論と合意形成、ならびに社会の監視と制御システムが必要となる。しかし、前節で説明したように、これまでの日本の社会経済システムは、「企業主義レギュレーション」という企業単位での調整によって強力的に編成されたものであった。そこにおいては、企業が社会の価値観から、

当にやすいのか—原子力発電コストについての計算—2000年6月), 10.7円/kWh(大島, 2010)に上昇し、他の電源に比べて高い。さらに、福島第一原発事故以降、原子力委員会は原発事故コストを1.6円/kWhと推計しており(ただし、放射能汚染地域の除染費用が一部しか含まれておらず、放射能汚染物の中間貯蔵施設の建設費用は計算されていないという批判がなされている)、原発の経済的優位性の根拠は完全に否定されていると思われる。

¹¹⁾ 電源三法に基づいて電気事業者の販売電気に課される「電源開発促進税」は、1974年当初は8.5銭/kWhであったが、エネルギー政策上の原子力発電の位置づけが高まり、用途が拡大されるにつれて引上げられ、1985年度以降は44.5銭/kWhに上昇した。経済規模の拡大と国民生活の豊かさと共に電力消費量が増加するにつれ、電源開発促進対策特別会計の規模は膨らみ、日本の原発を推進する大きな原動力となった。電源開発促進対策特別会計における問題点や制度改正(2007年)に関しては、大島(2010, pp.32-52)が詳細に説明している。

組織の倫理、官僚システムと政治の役割までを規定し、その変容を方向づける調整様式の基軸をなしており、社会的調整も国家的調整もその単なるサブシステムとしての役割しか果たせず、社会単位の調整が行われる可能性はきわめて低い。

今回の福島第一原発の事故は放射性物質の破壊力と社会的、経済的被害がいかに大きいかを知らしめた。人体への直接被害から農業・漁業をはじめ、製造業やサービス産業も含む産業被害、電力供給システムの破壊による国全体での電力危機、さらに海洋と空気汚染の広がりによる地球環境に及ぼす影響、そして風評被害をはじめとする目に見えない精神的被害まで、その被害規模は計り知れない。最終的にどれだけの被害をもたらすかは事態が終息していない現在においては不明であるが、今後 10 年間で最大 20 兆円に上るという試算も出ている。

現在の原子力損害賠償法に基づくと、事業者としての東京電力が一義的、無限的な賠償責任を負うが、政府補償契約に基づき、国による巨額な財政支援が約束されている¹²⁾。さらに、東京電力が支払う賠償金は、現在の電気料金算定方法に基づくと、いずれは電気料金の上昇を通じて電力の消費者が賠償金を支払わされることになる。とりわけ、原発事故による損害の賠償金は、一企業(電力会社)ではなく、国・社会全体で負担することになり、その財源の確保に向けても国民的議論と社会的合意が必要となっている。

2 原発事故対応で浮き彫りになった企業単位の調整の限界性

福島第一原発の事業主としての東京電力の事故後の対応における一連の問題点から、企業単位の調整に基づく調整様式の限界性が明らかになっている。事故後の東京電力の対応に関しては多くの問題点が指摘されているが、ここでは、情報開示の遅れ、内部指揮システムの乱れ、株主総会における「脱原発」提案の否決、という三つの問題に焦点を当てる。

まず、原発事故後の東京電力の対応における一番の問題点は情報開示の遅れであった。原子炉の炉心溶融の実態をはじめとする発電施設の損傷状況、発電所内部と周辺地域の放射線測定値、さらには事故対応への取り組みなど、ほとんどの側面でマスコミが報道した後の情報開示となるが多かった。これは、国民や国際社会からの信頼を失うと共に被害状況がわからないまま恐怖を増幅させる結果を招いた。その背景には「日本の原発は安全だ」と豪語し、周辺地域や国民に対して原発リスクの説明や災害を想定した対策の構築に積極的に取り組んでこなかった経緯がある。

¹² 2011年11月4日、政府は東京電力の「緊急特別事業計画」を認定し、8909億円の資金援助を決定した。なお、当面の東京電力の要賠償額は1兆109億円として計上されている。

一方、日本の原子力行政を担う原子力安全・保安院、さらにはその上級機関としての経済産業省と内閣府は、東京電力が提供する情報に基づく報道や指示しかできず、本来求められる監督・監視、指揮・統制の役割を果たしていない。原発にかかわる安全性評価やリスク対応を電力会社任せで推進されてきた日本の原子力行政の問題点は、企業主義レギュレーションに大きく依存してきた日本的調整様式の限界を浮き彫りにしている。

二つ目に、東京電力内部指揮システムの乱れが指摘できる。その一番の例が「原子炉冷却のための海水注入の中断」事件である。一時期、マスコミと世論の中心的な関心事となり、復旧・復興をめぐる国会論戦(党首討論を含め)の焦点となったこの問題は、首相と官邸の責任を追及する深刻な事態にまでエスカレートした。しかし、IEAの査察が決定されたことを受けて、「本社が指示した海水注入の中止命令にもかかわらず、現場(原子力発電所所長)の判断により、中止されることなく続けられていた」という事実が明らかになった。このような重大な措置において、本社(さらに政府)と現場の間で意思疎通と指揮命令システムが正確に作動していないことは、今回のような過酷災害の対応を、一企業任せにすることの弊害を明らかにしている。

三つ目に、事故による甚大な社会的、経済的被害が明るみに出た後に開催された東京電力の株主総会において、一部株主による「脱原発」の提案が否決されたことである。とりわけ、原発事故による企業価値の低下と株価の下落は激しく批判されたが、さらなる株価の低下をもたらす可能性が大きい原発事業からの脱却提案は否決されたのである。もちろん、このような社会全体の利益よりは企業価値(株価)が重要視されてことの背景には、国としての「脱原発」路線に基づく将来の日本における資源・エネルギー戦略の策定と提示が、直近の政治(国会、与党内、政府内)の空転により遅れていることの影響がある。社会単位での議論に加え、政治的判断も行われていない状態で、一企業の株主に「英断」を求めるのもいささか現実的ではないが、この株主総会の決定¹³⁾からは企業単位の調整の限界が見えてくる。

今回の事故は、原子力政策の推進のみならず、事故の収束と放射能被害の軽減、損害賠償などのさまざまな面において国家的調整が必要であることを確認させた。とりわけ、過去の原発推進政策の検証から現存原発の安全性確認、さらには「脱原発」議論を含む資源・エネルギー戦略に関する国民的議論とそれに基づく政治(国家)の判断が必要となっている。政府はとりあえず定期検査を終えた原発に関して、福島第一原発事故を受けて設定された

¹³⁾ 同じく原発をかかえている関西電力や中部電力などの株主総会においても、同様な「脱原発」提案が否決された。

新しい安全性基準をクリアすることを条件に稼働を認める方向に動いている。しかし、原発の立地と運転による直接的経済利益(電源三法交付金、固定資産税、核燃料税、電力会社からの寄付金など)に与る自治体の同意さえ得られない状態である¹⁴⁾。より高い安全性基準の制定と信頼できる安全性検査体制の構築と共に、原発当事者間、さらには社会全体での議論と合意形成が求められている。

3 原発立地自治体の再生と企業単位の調整の非整合性

上記のような企業単位の調整が持つ限界性により国や企業の対応が遅れ、福島第一原発事故収束の展望ができず、東日本大震災からの復興に向けた取り組みが遅れていた福島県の復興ビジョン検討委員会が、「脱原発」を基本理念とする『復興ビジョン』(2011年7月8日)を取りまとめた。「原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを目指す」とする同復興ビジョンの理念と姿勢は、国内の原発立地地域における今後の対応、日本政府および世界のエネルギー政策に大きな影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、原子力発電との共存共栄を謳え、原発に大きく依存しながら発展を遂げてきた福島県が、今回の事故を受け、原発の安全性とリスクを再評価した結果として「脱原発」を提起したことは、強い説得力をもつ。

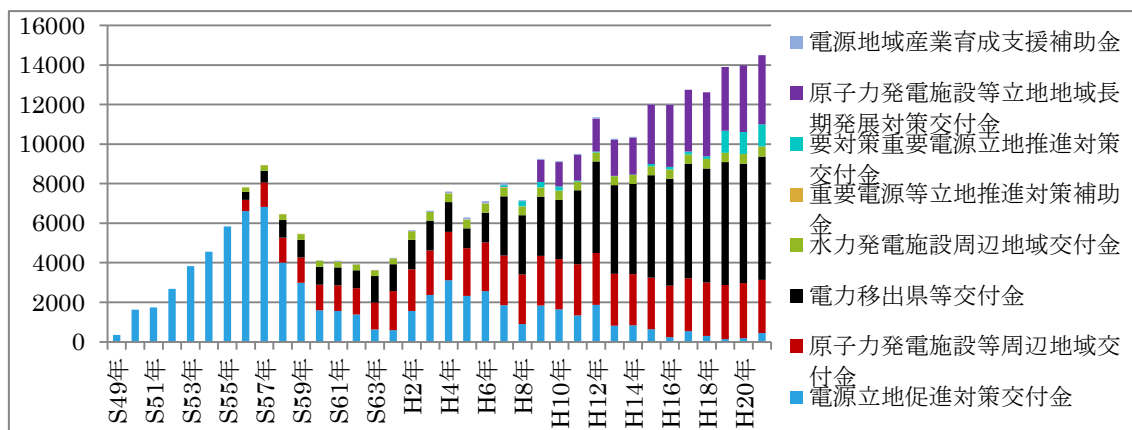
しかし、福島県の復興ビジョンが訴える「原子力に依存しない持続可能な発展」は、企業単位の調整を超えた社会単位の調整を必要とする。とりわけ、原子力から再生可能エネルギーへの転換、さらに新しい地域社会や社会経済システムの構築にかかわる取り組みは、国家、地方政府、市町村、企業、地域住民、さまざまなNPO団体、研究機関などによる共同参加と協働によってのみ実現可能である。これまでの、原発立地地域として「原子力マネー」に依存してきた市町村、ならびに県の財政構造と原発関連雇用構造の修正、放射能被害を受けた農業・漁業・観光業の立て直しなどは、制度的経路依存性と既得権益集団の抵抗を受けることが予測される。ここでは、「原子力マネー」に依存してきた原発立地市町村の財政構造に焦点をあて、原発に依存しない地域社会経済システムの構築と制度的調整の関係を考察する。

日本の原発立地地域は、国の原子力政策を支え、原発を受け入れることを通じて国と原

¹⁴⁾ 2011年7月5日時点で、佐賀県玄海町の九州電力玄海原発2、3号機が、佐賀県と立地自治体である玄海町から再稼働を容認されている。しかし、同6日に管直人首相が突如「ストレステスト」を指示したことで九州電力の「やらせメール事件」が発覚したことを受け、玄海町は同7日に再稼働の容認決定を撤回した。一方、原発立地自治体の原発存続を訴える動きもあり、11月29日には原発立地自治体の関係者らが経済産業大臣に「原発存続や建設中の原発工事再開」を求めている(『日本経済新聞』2011年11月30日、朝刊)。

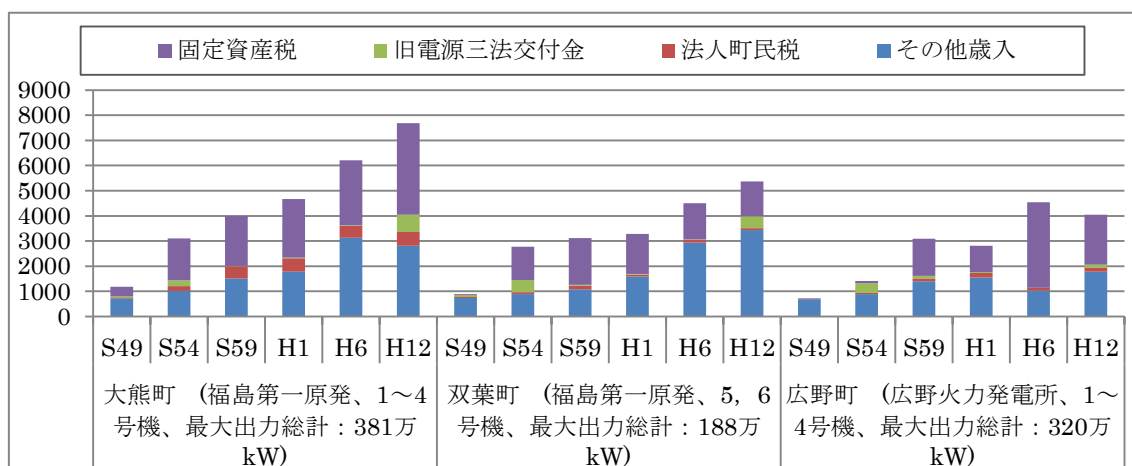
発事業者から、さらには関連企業の立地と雇用増加によって巨額の収入を得ている。特に、他の先進国では見られない日本特殊の制度¹⁵⁾である電源三法システムにより、福島第一、第二原発が立地している福島県、ならびに原発所在市町村、隣接市町村には、国家財政から巨額の金が交付されてきた。

図1 福島県における「電源三法」関連交付金の推移（単位：百万円）



出所：福島県企画調整部エネルギー課(2010)『福島県における電源立地地域対策交付金等に関する資料』に基づいて作成。

図2 福島県大熊町，双葉町，広野町の主な歳入内訳の推移(単位：百万円)



出所：福島県エネルギー政策検討会(2002, 図表 6-11, 6-14, 6-15, 元のデータは『市町村財政年報』と『福島県地域づくり推進室資料』)に基づいて作成。

¹⁵⁾ たとえば、スウェーデン(Nordhaus, 1998)や、フランス(朝日新聞青森総局, 2005)における原発立地に関する社会的議論と合意形成プロセスでは、国家財政による事前的、事後的な交付金制度は見られない。原発が地元経済に及ぼす影響は主に、固定資産税の納付と雇用拡大を通じて現れている。

図 1 に示すとおり、福島県全体では、該制度が始まった昭和 49 年度から平成 21 年度までの間、累計 2694 億円、単年度で最高額となった平成 21 年度では 145 億円が交付されている。そして図 2 に示すとおり、福島第一原発が立地する大熊町と双葉町の財政は、交付金を含む原発関連収入(固定資産税や関連産業の増大による税収)によって支えられてきたことがわかる。また、広野火力発電所が立地している広野町との比較から、原発はほかの電源よりも交付金の金額が大きく、発電所の建設規模や事業規模が巨大なことから、地方財政に対する影響が極めて大きいことが示されている。

とりわけ、電源三法交付金、固定資産税、(原発関連)法人町民税が町の財政収入の半分以上を占め、その他の歳入の中にも核燃料税の立地地域配分額を含め、原発関連の個人町民税などがある。その割合は、新規の原発が建設され、その運転開始が集中していた昭和 50 年代に特に大きく、時間が立つと電源三法交付金は減り、発電所の減価償却に伴い固定資産税も減少する。さらに、建設関連企業の雇用も急減するので、「原子力マネー」の財政収入全体に占める割合は徐々に低下する。

しかし、一旦膨らんだ財政規模は、これまでの交付金によって建設された公共施設の維持費などがそのまま必要であることから縮小し難く、財政状況は逼迫していく。結果的に、新しい原発の建設を受け入れる(福島第一原発では 7 号機、8 号機の増設が計画されていたが、今回の事故による計画中止となった)か、政府に財政支援を要請するかとなり、一旦「原子力マネー」に依存する体質になった原発立地地域の財政は、そこから抜け出すことができない。このような原発立地地域の財政構造と原発増設の関係は、「日本独特な文化」として海外から批判されている(Fackler and Onishi, 2011)。

もちろん、このような「原子力マネー」が、地域の雇用を支え、地域の社会基盤整備に果たす積極的な役割もある。表 2 に示しているとおおり、福島の子二つの原発立地市町村の社会基盤整備の度合は、他の市町村に比べて高く(福島県市町村平均を大きく上回っている)、原発の建設が地元住民の厚生を高める役割を果たしたことは確かである。しかし、交付金を使った新しい産業・企業の誘致、地場産業の育成は効果を上げていないことが説明するように、原子力施設の誘致による地域振興は持続可能なものではなかった¹⁶⁾。

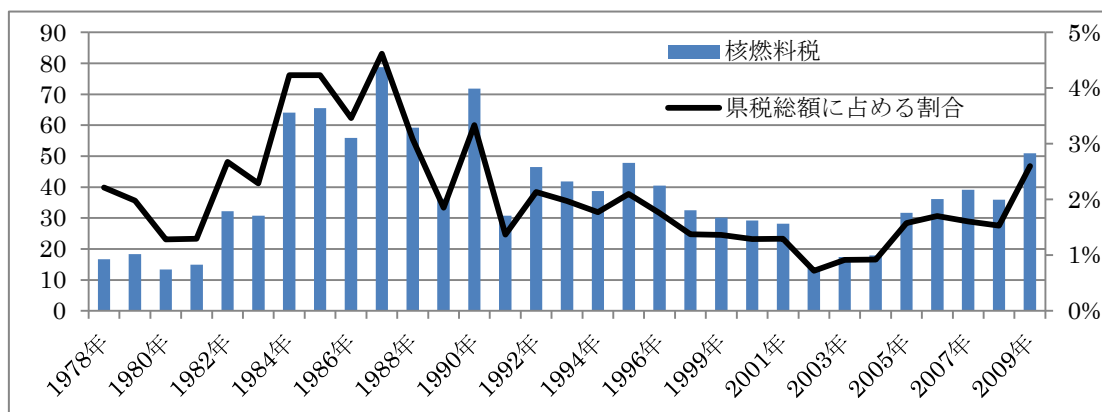
¹⁶ 電源三法交付金を活用して原発立地市町村が行ったさまざまな取り組み、その取り組みにおける問題点、およびその評価については、山川(1991)が詳しく論じている。また、清水(2011b, p.145)は、原発の建設が地域の本当の発展に結びつかないことは、電源三法を立案した当局者も認識したものであり、原発誘致による「地域振興」は、単なる電源三法の政策目的にすぎない、と批判している。

表 2 福島県原発立地市町村の社会基盤整備状況 (2004 年)

	道路改良率(%)	道路舗装率(%)	千世代あたり公営住宅戸数(戸)	千人あたり役場本庁舎面積(m ²)	児童一人あたり小学校面積(m ²)	生徒一人あたり中学校面積(m ²)
県平均	50	58	49	404	75	85
双葉町	57	62	101	1991	117	167
大熊町	84	92	61	2503	84	98
富岡町	77	89	58	2806	44	99
楢葉町	69	71	99	1332	66	124

出所：福島県エネルギー政策検討会(2002, 図表 6-16, 元のデータは『市町村財政年報』)に基づいて作成。

図 3 福島県財政における核燃料税の額および県税総額占める割合の推移



注：左目盛りが金額(単位：億円)，右目盛りが割合である。

出所：福島県『福島県統計年鑑』各年版に基づいて作成。

一方、福島第一原発，第二原発をかかえている広域自治体としての福島県の財政における原発関連収入は，平成 21 年度において電源三法交付金が 53 億円(原子力だけではなく，水力，火力などの他の電源開発による分も含まれているが，その規模は小さい)，核燃料税¹⁷⁾が 51 億円であった。図 3 は，1978 年以降の福島県の核燃料税の推移を示している。90 年代以降，原発の稼働率低下により税収は減っていったが，2002 年の税率アップ(7%から 16.5%へ，ただし当面は 14%へ)以降，徐々に増加している。平成 23 年度の当初予算においても 44.7 億円の税収が見込まれていたが，今回の事故により大幅な予算の改定を余儀なく

¹⁷⁾ 『福島県核燃料税条例』に基づいて，原子炉に装荷する核燃料の価格および重量を基準に徴収する。昭和 52 年に施行され，2010 年 4 月現在の税率は 14%。当初は県財政が独占したが，昭和 58 年から全体の 30%を関連市町村に配分している。そのうち，立地市町村 28%，基金への積立が 2%となっている。

されている。

このように、膨大な「原子力マネー」が原発立地地域に流れこみ、地域の財政は一時的には潤ったが、その用途においては長期的かつ戦略的な視点を欠き、究極的には地方財政の大きな負担となっているのが現実である。さらに問題なのは、このような「原子力マネー」の実態について、実は国民的議論と合意、さらには社会構成員全体への周知も行われてきていない点である(朝日新聞青森総局 2005, p.138)。とりわけ、日本における原子力開発の利権を有する少数のステークホルダー—所轄省庁、電力業界、政治家、および原発立地自治体有力者の間の談合による、相互の利益保障を前提にした政策決定の仕組み(吉岡[2011, p.42]は、「核の四面体構造」と名付けられている)が、国と社会全体での調整を妨げてきた。

そして、原発立地が地域に与える影響は、財政上のメリットだけではなく、その建設段階とそれ以降の運転、定期点検、さらには関連産業の進出などによる雇用拡大効果も大きい。もちろん、雇用の拡大が土木・建築業に集中し、一時的な性格も強く、長期的な視点からその効果が疑問視されることも多い。しかし、人口規模が小さく、他産業による雇用機会も乏しい原発立地市町村からみると、原発建設による雇用拡大効果は決して小さくない。事故以前、福島第一と第二原発(計 10 基)によってもたらされる雇用創出は約 1 万人であり、今回の事故により第一原発の 6 基が廃炉になることによって、単純に計算しても 6 千人の雇用¹⁸⁾が失われる(清水 2011a, p.9)。

このような原発と密接にかかわる立地市町村の経済状況、とりわけ「原子力マネー」に強く依存する財政、産業、雇用構造から、これまで原発との共栄を訴えてきた地元住民、さらには建設業者を含む事業者、地元有力者と政治家が、ただちに「脱原発」の支持者、もしくは推進者になるとは考えられない。もちろん、電力会社の株主たちが「脱原発」に反対票を投じたのと同様、国による明確な意思と代替的な戦略が提示されていないことも、原発立地地域における合意形成を妨げる可能性が大きい。このような視点から、福島県における復興ビジョンが制度や政策として具体化され、実行に移されることを通じて、国内の他の地域や世界の「脱原発」の理念に基づく資源・エネルギー政策の転換を促すためには、国による積極的な調整、特に国・社会全体を巻き込んだ真摯な議論と国民的合意を形成するための努力が必要となる。

4 脱原発と持続可能なエネルギー戦略の構築と社会単位の制度的調整

福島県の復興ビジョンが掲げた「安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」は、国

¹⁸⁾ さらに、今回は事故による廃炉なので、放射能被害による地元と周辺地域における産業停滞の長期性を考慮すると、原発事故の雇用に及ぼす影響は測りしれない。

のバックアップはもちろん、地方自治体、市民、企業を含む地域社会のアクターのすべてが参加する大事業である。原発ならびに電力会社に過度に依存していた原発立地地域と、原発事故により放射線被曝を含むさまざまな被害を受けた地域、および市民との間の利害調整は、原子力に依存しない地域社会経済システムの構築と原発を代替できる新しいエネルギー源の創出がない限り難しい。

これまでの日本における原発推進の必要性を支えた一つの重要な論理が、原発の環境親和性であった。原発の稼働段階における CO₂ 排出がほぼゼロであることから、地球環境問題への世界的関心が高まるなかで、原発による他の化石燃料の代替の必要性が謳われてきた。とりわけ、原発は日本の温室効果ガスの排出量削減を通じた地球温暖化抑制に向けた責務を果たす上で必要不可欠なエネルギーとされてきた。しかし、1990 年以降の「失われた 20 年」の間、日本の原発設備容量は 51.5%増加したが、温室効果ガス排出量は低下していない(実質的に 1%増加)。ドイツ、イギリス、オランダ、デンマークなどヨーロッパの多くの先進国が、再生可能エネルギーへの転換を進め、温室効果ガスの排出量を減らしていくなか、日本の再生可能エネルギー利用量の増加率は 5.3%に止まり、主要先進国ではもっとも低い水準となっている(和田 2011, p.43)。

このようなヨーロッパの先進国と日本の持続可能なエネルギー戦略における相違は、ヨーロッパ諸国における国民的議論と合意に基づく社会単位での調整システムと、日本における企業主義レギュレーションに基づく企業単位での調整システムの違いに由来する。上記のいずれの国においても、再生可能エネルギーの拡大と普及は、市民や自治体のような地域主体が主導しており、原発のあり方についても広範な国民的議論がなされている。ドイツにおける原子力政策の転換(2002 年の脱原発決定、2009 年の原発運転期間の延長、そして福島第一原発事故を受けての原発運転期間の延長期間方針の凍結)が代表的であるが、イタリアにおける新設原発の凍結、スイスの原発全廃(2034 年まで)、スウェーデンにおける原発建て替え法案の見直しの動きなどは、いずれも社会単位での制度的調整のメカニズムに基づく国民的大議論に基づいている。

福島第一原発事故以降、原発の経済的効率性や環境親和性に関する政府と原発事業者の説明は厳しい批判にさらされている。特に、原発事故が原発立地地域—福島県の経済と人々の暮らしに及ぼした壊滅的な被害は、今後の日本における原子力政策の見直しと持続可能なエネルギー戦略の必要性を強調している。現在、「企業独占的な電力生産と供給システム」を見直し、「発送電分離」と「電力買い取り制度」を通じた新規参入の促進、「スマートシティ」の発想に基づく省エネと再生可能エネルギーの普及など、さまざまな課題が検討さ

れている。しかし、これらの課題は、いままでの日本社会における企業単位の調整をベースとした企業主義レギュレーションのもとでは不可能であり、国家的調整と制度的調整に基づく社会単位の調整メカニズムを構築して初めて実現可能なビジョンとなりうると考えられる。

以上、今回の福島第一原発事故以降の原発事故対応、原発事業者、原子力行政、資源・エネルギー政策にかかわる、企業単位の調整に基づく日本的企業主義レギュレーションの限界点を概括した。紙幅の制約上、すべての問題を取り上げることはできなかったが、事業者、原発立地市町村、国だけではなく、原発によって生まれた電力の実質的な利用者、さらには、原発事故による事故処理費用と賠償金支払いの実質的な負担者となった国民一人ひとりが、原発の見直しと「脱原発」後の日本のエネルギー政策の策定に向けた議論に積極的に参加する必要があることは明確になったであろう。そのためには、これまでの日本の社会経済システムを規定し、特徴づけてきた「企業単位の調整」から、国・社会全体を範囲とする「社会単位の調整」システムへの転換が前提となる。

IV 結論

本論文では、日本における原子力政策の推進と福島第一原発事故以降における各アクターの対応における問題点を、制度的調整様式との関連で整理し、原発が日本の社会経済システムに適さない制度的理由の説明を試みた。とりわけ、これまでの日本の社会経済システムを規定し、特徴づけてきた企業単位の調整に基づく日本的「企業主義レギュレーション」は、現世代のみならず後世にも甚大な影響を及ぼすことから社会的制御が必要とされる原子力とは非整合的であることを説明した。そして、福島第一原発事故以降における資源・エネルギー政策の転換、ならびに原発立地地域の再生においては、これまでの企業単位の調整から、国家的調整、制度的調整を含む三つの調整パターンの有機的結合による、社会単位の調整が必要であることを説いた。

特に、今日の日本においては社会全体での議論と合意形成のメカニズムが不足していることから、今回の原発事故の対応のみならず、長期発展戦略の策定や社会経済システムの転換に向けても、「国家主導のコーディネーション」という国家的調整が必要性であると考えられる。その具体的な構成要素や役割の説明は別稿に譲るが、「脱原発」を争点とする国政選挙をはじめ、実効性のあるタウンミーティング、中央—地方会議、エネルギーと長期発展戦略に関する国民会議、などさまざまな形で国民的大議論の場と形をまず構築してい

くことが望まれる。本論文の主な主張を整理すると、以下のような四点があげられる。

第一に、今日の日本の政策論争における「市場対国家」の対立構造、さらに東日本大震災以降における「復興のための規制緩和」の大合唱は、経済調整のパターンにおける国家的調整(国家主導のコーディネーション)と制度的調整(社会単位コーディネーション)の意義を看過している。復興において民間企業の活力を活用していくことは大事ではあるが、これまでの日本における企業主義レギュレーションが持つ限界性から、その限界性を克服するためのさまざまな制度的装置による補完と協働が必要である。

第二に、今回の福島第一原発事故は、巨大なエネルギーと甚大な破壊力を併せ持つ原子力の社会的制御システムが日本には欠如していることを明らかにし、原子力発電と日本的企業単位の制度的調整メカニズムは非整合的であることを浮き彫りにしている。原発と日本的調整様式の間には、原発推進政策、原発事業者の事故対応と損害賠償、さらには原子力マネーに支えられてきた原発立地自治体の現状などから確認することができる。

第三に、日本独特な原子力関連財政制度としての電源三法に関する広範な国民的議論の妨げとなっているのは、政・官・財・学の原発癒着構造だけではなく、企業主義レギュレーションを基軸とする日本の調整様式によるところが大きい。このような企業単位での制度的調整と原発政策の矛盾は、ドイツをはじめヨーロッパにおける原発政策の転換の動きと社会単位での制度的調整の関係と比べると明らかである。

第四に、日本の原発事業が国策として推進されてきた経緯から、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、ならびに原子力政策を含む国の資源・エネルギー政策の転換に関する広範な国民的大議論を必要としている。そのためにはまず、社会構成員のすべてが参加できる協議、合意、協働のメカニズムを構築しなければならないが、ここに国家主導のコーディネーションの役割と意義が明確に示されているのである。

参考文献

M.Fackler, N.Onishi, 2011 “In Japan, a Culture That Promotes Nuclear Dependency”,
The New York Times, May 30, 2011.

Boyer,R 著, 山田鋭夫他訳(2011)『金融資本主義の崩壊』藤原書店。

Nordhaus,D.W.著, 藤目和哉監訳(1998)『原子力と環境の経済学—スウェーデンのジレンマ—』電力新報社。

朝日新聞青森総局(2005)『核燃マネー 青森からの報告』岩波書店。

- 植村博恭・磯谷明德・海老塚明(1998)『社会経済システムの制度分析』名古屋大学出版会。
- 宇仁宏幸(2009)『制度と調整の経済学』ナカニシヤ出版。
- (2011)「日本経済はどのように調整されているのか」(宇仁宏幸・山田鋭夫・磯谷明德・植村博恭著『金融危機のレギュレーション理論 日本経済の課題』, 第3章) 昭和堂。
- 宇仁宏幸・坂口明義・遠山弘徳・鍋島直樹(2004)『入門 社会経済学』ナカニシヤ出版。
- 桂木健次・熊谷博夫(2005)「フレドリック・ソディの経済学研究と物理学：核エネルギー開放をどう危惧したか」『核の60年』(日本エントロピー学会, 第23回シンポジウム講演集, pp.1-6 ページ)2005年10月。
- 大島堅一(2010)『再生可能エネルギーの政治経済学』東洋経済新報社。
- 巖 成男(2010)「雇用に関する制度的調整の比較分析—フレキシキュリティによる社会単位の調整と日本の企業単位の調整—」『経済論叢』Vol.184, No.2, pp.55-70, 2010年4月。
- (2011)『中国の経済発展と制度変化』京都大学学術出版会。
- 清水修二(2011a)「福島第一原発事故の影響—被災地からの現状報告」『日本の科学者』(日本科学者会議) Vol.46, No.6, pp.4-9, 2011年6月。
- (2011b)『原発になお地域の未来を託せるか』自治体研究社。
- 中山正敏(1985)「F.Soddy のこと」『科学・社会・人間』No.11, 1985年。
- 久本憲夫(2010)『日本の社会政策』ナカニシヤ出版。
- 広井克典(2001)『定常型社会』(岩波新書 733) 岩波書店。
- 福島県エネルギー政策検討会(2002)『あなたはどのように考えますか? ~日本のエネルギー政策~』福島県企画調整部地域づくり推進室, 2002年12月。
- 山川充夫(1991)「地域経済とポスト電源開発—福島県双葉地区の場合—」(日本科学者会議編『地球環境問題と原子力』 pp.112-124), 1991年3月。
- 山田鋭夫(1999)「日本資本主義と企業主義的レギュレーション」(山田鋭夫・R.ボワイエ編『戦後日本資本主義』第一章) 昭和堂。
- (2005)「日本資本主義へのレギュレーション・アプローチ」『季刊 経済理論』, Vol.42, No.2, pp.17-27, 2005年7月。
- 吉岡 斉(2011)『原発と日本の未来』(岩波ブックレット 802) 岩波書店。
- 和田 武(2011)『脱原発, 再生可能エネルギー中心の社会へ』あけび書房。